魚津市広報

No. 266
郵便番号 937
発行　富山県 魚津市役所
編集発行人 高瀬善一郎
毎月1回1日発行

印刷　魚津印刷KK

人口のうごき

	男	女	計
出生	40	35	75人
死亡	16	11	27人
婚姻			24組

すすめられる林道の整備

五か年計画をみる

林業の振興には、まず基盤となる林道の整備が必要となってきます。国では、43年度から林道整備五か年計画を策定し、事業の推進をはかります。市でもこれにそって計画をたてて、林道の開設をすすめることにしています。

山村の開発

これからの林業は、国民経済の成長発展にともなって、林業がおかれている自然的悪条件を取り除いて、生産性を高め、林業従事者の所得をふやさなければなりません。

そのためには、林業全般にわたる施策を総合的に実施することが必要となってきます。そのなかでも、生産基盤の整備、すなわち林道の開設をすすめなければなりません。

これまでの林道は、森林資源の開発に重点がおかれていました。しかし最近の林道は、林業の生産性を向上し、経営の近代化をはかることはもちろんですが、地域産業の総合的振興もあわせて要請されてきております。

延長五十キロの林道を開設

国では、いままでの林道に対する補助のあり方を改めると同時に、「林道整備五か年計画」をつくり、昭和43年から47年まで5年間にわたり、事業の推進をはかることにしております。市でも、この国の施策にそって、林道の整備プランをたて、山村の開発を積極的にすすめることにしております。

市の林道整備計画は下表のとおりですが、ことしから五か年で、三十路線に総額四億三千万円を投じ、延長やく五十キロの林道を開設することにしております。

年度別の計画は、次のとおり。

年度	延長	工事費
	メートル	万円
43年	七、五〇五	六、八五〇
44年	八、八一六	八、一四三
45年	九、五九五	八、七二〇
46年	一一、四二三	九、九五〇
47年	一二、四五三	九、四五〇
計	四九、七九一	四三億、一一三万

なお、全体計画の延長八十七キロメートルの林道が完成すれば、やく五千五百㌔におよぶ山林資源の開発が期待されるとともに、観光道路としても重要な地位を占めることになりましょう。

別又線など十一線着工

43年度は、工費六千九百万円で、延長七・五キロメートルの林道をつくることになっていますが、いまブルドーザなどによって山を切り開き、急ピッチで作業がすすめられています。

ことし着工される林道は、別又、坪野古鹿熊、平沢線の幹線林道（県営）と、前東城一号、黒谷一号、稗畠一号線の一般林道（市営）があり、そのほか県単林道の天神山、小川寺、奥東城三号、北山、日尾線、あわせて十一線があります。

ところで市内の既設林道は、43年度着工分を入れて延長やく三十七キロとなりますが、これは全体計画に対して四三㌫にしかあたっていません。

また、山林資源面積一ヘクタールあたりの林道はやく六㍍で、国が目標としております十四㍍にくらべ、まだ程遠いものといえます。今後は国の施策に呼応して、積極的に事業を推進して行かなければなりません。

路線別整備計画表

幅員は3.6～4メートル

路線名	全体計画 延長	全体計画 工事費	42年度まで実施延長	43～47年度計画 延長	43～47年度計画 工事費	43年度着工延長
	メートル	千円	メートル	メートル	千円	メートル
別又	8,200	92,000	4,246	3.954	48,000	800
平沢	10,000	100,000	—	10,000	100,000	1,000
坪野古鹿熊	13,000	136,000	3,371	9,629	106,000	1,800
日尾	2,500	10,154	608	1,892	8,904	200
西谷	2,000	13,000		920	6,000	
黒沢	1,500	9,000		1,500	9,000	
前東城1号	4,000	34,500	2,694	1,306	14,180	900
黒谷1号	4,000	34,500	2,111	1,889	13,700	1,500
山女	4,000	32,000		2,500	20,000	
赤瀬平	3,000	20,000		625	5,000	
一の又	3,000	30,000		1,000	10,000	
鶴谷	1,500	10,000		1,500	10,000	
稗畠1号	2,500	20,000		2,500	20,000	625
濁谷	1,500	7,500		1,500	7,500	
宇都呂	3,500	25,000		625	5,000	
大熊	1,500	10,000		500	3,500	
虎谷2号	3,500	28,000		625	5,000	
虎谷6号	1,000	9,000		1,000	9,000	
鉢造	2,000	10,000		460	3,000	
河原波春日	3,000	20,000		700	5,000	
天神山	700	3,800	343	357	1,700	200
小川寺	800	3,500	130	670	3,000	140
奥東城3号	800	2,500		800	2,500	200
奥東城4号	2,000	6,000		300	1,000	
常泉寺	1,000	5,000		750	3,750	
口の入	1,500	7,500		600	3,000	
室田	1,000	5,000		400	2,000	
北山	600	3,000	150	450	2,400	140
鹿熊	2,000	8,000		500	2,000	
小菅沼	1,000	3,000		340	1,000	
計	86,600	697,954	13,653	49,792	431,134	7,505

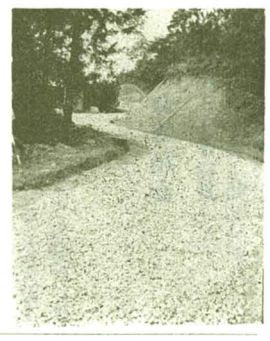

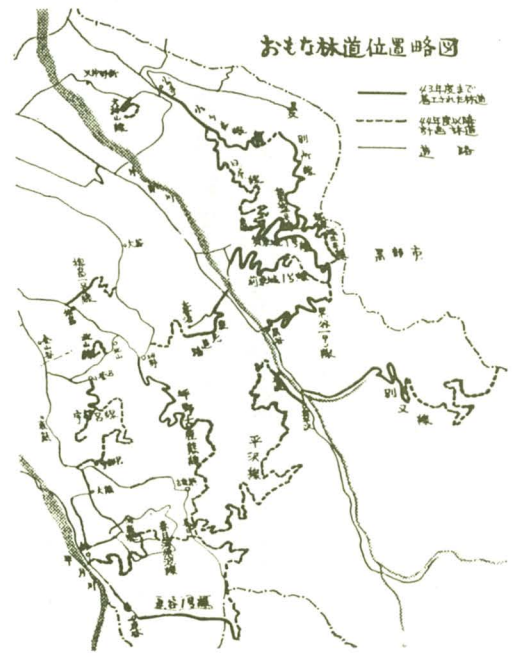

写真　上は、すすめられている林道開設工事
右は、1部できあがった前東城1号線

狩猟者講習会　県では狩猟者講習会をひらきます。受講希望者は県農政課または魚津農地林務事務所へお申し込みください。

▽講習日時と場所
・経験者課程＝9月3日富山市役所、5日高岡市民会館、10日魚津農地林務事務所
・初心者課程＝9月20日高岡市民会館、10月3日富山県民会館、時間は午前9時30分から
▽申し込み＝受講期日の一週間前
▽受講手数料＝初心者課程は七百円、経験者課程は四百円
講習会終了後、試験があり、七十点以上に資格が与えられる。

農免道路　このほか、島尻―大菅沼―坪野を結ぶ延長やく五・三キロ、幅員五㍍の農免道路がありますが、41年度に島尻側から着工され、すでに二千五㍍が二千八百三十万円の工費で完成しております。ことしは、千六百㍍を工費千六百三十万円で着工することになっております。

× ×

ことしの道路舗装

県市道で六千七百㍍着工

道路整備の一つとして、市道の舗装が強く要望されていますが、いま市街地を中心に工事がすすめられています。すでに完成したもの、着工中のものもありますが、都市計画事業、火災復興事業のものを含めて、ことしの舗装工事には次のようなものがあります。これら道路の舗装延長はやく三・四キロ㍍、工事費は二千六百万円となっています。

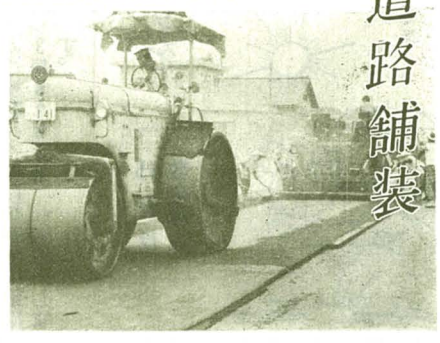

〈市道〉
▽大町一号線＝職業安定所横通り百二十㍍　幅六・三㍍
▽本江線＝友道松井医院前通り二百二十四㍍　幅三・五㍍
▽西尾崎江口線＝江口変電所前通り九百㍍　幅三・五㍍
▽漁港西魚津駅線＝上口橋～住吉寄り二百七十三㍍　幅四・八㍍
▽都市計画九号線＝魚津神社横通り三百四十四㍍　幅七・二㍍
▽都市計画六十三号線　六十七号線、六十八号線＝新金屋公園横通り六百八十㍍　幅五・二～七・二㍍
▽北鬼江吉島線＝税務署前通り二百三十㍍　幅八㍍
▽魚津駅中央線＝魚津駅前四十㍍　幅十五㍍
▽魚津新金屋線＝市民会館前通り五百二十㍍　幅六・五㍍
▽魚津臨港線＝延長八十三㍍　幅十㍍

〈県道〉
いっぽう市内の県道舗装工事もすすめられ、次のような路線延長三・三キロ㍍を工費千九百三十万円で着工されています。
▽黒沢浜経田線＝農協西布施支所前通り百五十㍍　幅五・五㍍
▽三ケ吉島線＝片貝線六郎丸～横枕地内二千二十㍍　幅六・五㍍
▽魚津氷見線＝旧国道かに江浜通り二百㍍　幅六・五㍍
▽古鹿熊田方町線＝八幡社から角川そい道路七百三十㍍　幅四～六㍍
▽大谷荒町線＝上野方線友道地内二百㍍　幅五・五㍍

このほか、道路改良工事として、市道上中島九号線（上中島連絡所裏から月形橋まで延長やく一・九キロ）は　継続事業として現在の幅員三㍍を五・五㍍に拡幅する工事がすすめられることになりました。秋のとりいれをまって、延長三百六十七㍍が四百万円で着工されます。

し尿のくみ取り
9月から定期収集に

清掃法が改正されて、し尿のくみ取り方法は、9月1日から定期収集となり、料金も、一般家庭は定額制、事業所などは従量制となります。また、料金も市の集金員が集めることになりました。

◇　◇

申し込みすみましたか

し尿のくみ取りは、みなさんから提出された「くみ取り申込書」により、収集計画にもとずいてくみ取りされます。

このため「申込書」を出されない人については、くみ取りの必要がないものとしてて、収集しないことになります。

まだ申込書を、出していない人は、できるだけ早く市役所保険衛生課へ提出願います。

くみ取り終わったら

▽普通世帯では……
くみ取り作業が終わったときは、薬剤散布が終わっているかなど確認し、市から配布されている「し尿くみ取り確認伝票」に、氏名、くみ取り日を記入し、押印し、伝票を切り取って業者に渡します。この際は、料金は支払う必要ありません。

▽事業所などでは……
くみ取りにきたら、まず自動車のメーターを確認し、完了後もういちどメーターをみて、くみとり量を計算してください。そして「し尿くみ取り確認伝票」に、必要事項を記入し、代表者または責任者の印を押して、伝票を渡します。この際も料金を払う必要ありません。

料金の支払い

▽定額料金（普通世帯）
基本料金は一回五十円、人頭割料金は一人一か月六十円で計算し、くみ取った翌月に、身分証明書を携行した市指定の集金員が、納入通知書を持って集金にきます。その際料金を支払っていただきます。

五人家族のくみ取り料金は
・一か月に一回のとき
(5人×60円)＋50円＝350円
・一か月に二回のとき
(5人×60円)＋(50円×2回)＝400円
・二か月に一回のとき
{(5人×60円)×2月}＋50円＝650円
の計算になります。

▽従量料金（事業所など）
くみ取り量によって、十八㍑につき二十六円の割り合いで計算した料金を、市の指定集金員または、納入通知書によって支払っていただきます。

―今月の納税あんない―
国民健康保険税 第二期
納期限は　9月30日です

―やみ酒をなくする運動―

ことしも9月1日から10日まで「やみ酒をなくする運動」旬間として、全国いっせいにやみ酒追放の運動をすすめることになりました。

やみ酒は、国家財政に支障をおよぼすだけでなく、衛生的にも社会生活に与える悪影響の根源とさえなっています。最近の傾向はどぶ酒より、ぶどう、りんごによる果実酒の密造がふえています。これはつくりやすいぶどう、りんごが法律で認められた果実に入ると間違って考えられているからです。

家庭でつくることを認められているのは、二十度以上の酒類（通常しょうちゅうを使用）に梅、みかん、すもも、かりん、いちご、にんにく、くこ、しそくわ、またたび、さるなし、とち、ぐみのいずれかと砂糖を加えてつくる果実酒で、自分が飲むために自分でつくる場合だけとなっています。

みなさん「やみ酒をなくする運動」にご協力ください。

母親学級　9月6日（金）午後1時から4時まで魚津保健所で行ないます。今回は「分べんの準備、赤ちゃんの衣服、新生児の保育」について保健婦から、「分べん経過と産じょく期、実習」は助産婦からそれぞれお話しがあります。

26日は県知事選挙

この1票 わたしもになう県づくり

きたる9月26日(木)には富山県知事の選挙が行なわれます。これは、百万県民の生活に直結している県政を、これから4年間まかす人を選ぶたいせつな選挙です。正しく明るい選挙で、私たちの代表にふさわしい人を選びましょう。

投票所

投票所はいままでどおりで、午前7時から午後6時までひらいています。ただし松倉第一投票所（白倉小学校）、松倉第二投票所（古鹿熊分校）は、午前7時から午後4時までです。

投票できる人

この選挙において投票できる人は、すでに永久選挙人名簿に登録されている人はもちろんですが、そのほか、ことしの9月1日までに満二十歳に達し、引き続き三か月以上（6月1日以前から）市内に住所を有する人で、登録の申し出をなし、9月20日に名簿に追加登録された人も投票できます。

当市から富山県内の他の市町村に転出し、引き続きその市町村に住所を有する人で、まだ転出先で選挙人名簿に登録されないときは当市で投票できます。この場合は、転出先の市町村長が交付する証明書を提出しなければならないことになっています。

また、県内の他の市町村から当市に転入されたが、まだ当市の選挙人名簿に登録されていない人は、当市の市長が交付する証明書をもって、前の市町村で投票することができます。

不在者投票

投票は直接投票所へ行ってするのが原則ですが、次のような理由で、当日投票所へ行けないときは、不在者投票によって選挙権を行使できます。

不在者投票をしようとする場合は「不在事由証明書」を添えて、9月1日から25日までの間に、選挙管理委員会へ投票用紙および不在者投票用封筒の請求をしてください。この場合、本人の請求印鑑が必要です。

①投票当日、当市以外で職務または業務に従事中であるとき。

②やむをえない用務または事故のため、投票当日、当市以外へ旅行または滞在中であるとき。

③病気やけが、妊娠などのため歩くことが非常に困難で、投票当日投票所へ行けない見込みであるとき。

④県内の他の市町村に住所を移し、引き続き居住中であるとき。

選挙公報と入場券

選挙公報は、遅くとも24日までに各世帯に配布することになっていますが、選挙管理委員会では、できれば20日ごろまでに「投票所入場券」といっしょに配布する予定にしています。もし、配布されない世帯がありましたら、すぐに区長さんを通じて選管へご連絡願います。

市内間で住所を移動したとき

ことしの7月31日までに市内間で住所を移動し、これを市民課の窓口へ届け出された人の場合は、原則として新しい住所地で投票することができます。

手続きをしないで住所を移動された人については、その事実がわかりませんので、選挙人名簿を整理することができません。そのため、前の住所地で投票していただきます。この場合、入場券などについては、前の住所地の区長さんにご連絡願います。

特別のとりはからいを

9月26日の投票日は、休日ではありませんが、従業員などがいる事業所では、従業員が選挙権を行使しやすいように便宜を与えてくださるようお願いします。

立会演説会

▽日時＝9月12日（木）午後7時30分から
▽場所＝市民会館ホール
多数おさそい合わせのうえおいでください。

なお県知事選挙の開票は、26日午後7時30分から市役所大会議室で行なわれます。

四人目の子どもから 児童愛護手当を支給

県では、ことしから年額二千円の児童愛護手当を支給することにしました。毎年5月5日に支給されることになっていますが、今年度に限り7月15日支給されました。

6月10日までに申請された人には、すでに手当が支給されていますので、該当者でまだ申請していない人は、市社会福祉事務所で早く手続きしてください。申請の際は、印鑑と戸籍謄本一通お持ちください。

▽支給される人

義務教育終了前の四番目以下の児童に年額二千円支給されます。

例えば、五人の子どもがいる場合、四番目と五番目の子どもが義務教育終了前であれば、二人に支給されます。

〈例〉＝四人の子どもがいて、上の三人が死亡したり、すでに養子や嫁入りされていても、四人目の子どもが義務教育終了前であれば対象になります。

〈例〉＝三人の子どもが死亡し後ぞいをもらい、その人が連れ子し、同居し扶養されれば、その連れ子に手当が支給されます。

住宅事情を明らかにする 住宅統計調査

総理府では10月1日現在で、住宅統計調査を行ないます。

この調査は、住宅関係の施策にもっとも必要な統計をつくるためのもので、五年ごとに実施されており、ことしは第五回目にあたります。

調査結果は、国や都道府県などが立案実施する住宅建設、都市開発、地域計画、環境整備などの資料として用いられます。

この調査は抽出調査で、市内でやく千二百世帯が対象になりますが、みなさんのご協力をお願いします。

助産費用が軽減される 入院助産制度できる

こんど県児童福祉法の規則が改正されて、助産施設が設置されることになりました。これを利用できるのは、経済的に困っている人で、異常分べんの恐れがあるなど保健上、入院助産の必要ある人です。

◇対象

①流産や異常分べんの恐れがある。②住居がないかせまいので自宅分べんできない。③子どもが多い家庭で人手が足りない。④環境悪く安全な分べんできない。…という人で、このいずれかの要件に該当し、一般病院や施設に入る費用の全部、または一部を負担できない人です。

◇負担額

助産に必要な国の基準額は一万五千百円となっていますが、このうち自己負担の割合は次のようになります。生活保護世帯や市民税の非課税世帯は無料、そのほか市民税額によって負担額が三百円から二千円まで五段階にわかれています。

◇指定病院

県内の助産施設認可指定病院は、富山日赤病院、済生会富山病院、農協滑川病院、黒部厚生病院（以上真東）など九病院です。

この制度を利用する場合は事前に手続きが必要です。くわしいことは市社会福祉事務所へお問い合わせください。

身障者の歩行訓練

市身障者協会では、あまり歩行の機会に恵まれない身障者を対象に、坪野鉱泉―大谷鉱泉間で歩行訓練を実施します。参加希望者は、本新本元時計店、大町水尾洋服店、経田浦城洋服店へ9月10日（火）までお申し込みください。

▽日時＝9月15日（日）電鉄魚津駅へ前午前8時20分まで集合（雨天のとき中止）

▽費用＝一名百円（身障児は無料）、中食と手帳お持ちください。

老人に思いやりを

9月15日は「敬老の日」。この日は、永い間人生を社会のためにつくしてこられたおとしよりを敬愛し、長寿を祝うという日です。

日本人の平均寿命は、男六十八歳、女七十三歳といわれ、老令人口はますますのびています。市内の六十五歳以上の老人はやく三千八百人で、最高は百一歳の蛇田の高島又蔵さんです。

敬老の日を記念して、満九十歳になられた次の人に、市長と社協会長からお祝い状と木杯が贈られることになっています。

▽満九十歳の長寿者

六郎丸山田のう、経田中町朝野いと、村木先名とよ、下村木町猟場はる、大町浜田常次郎、北山清河すず、升田田林よし、大光寺和田さと、本江広田よし、友道石川よし、東城寺崎テイ。

15日は敬老の日

寄付

十万円　本新　古川喜一
二万円　石垣新　稲盛嘉平
一万円　村木十五区大西幸子
五千円　神明町　倉谷竹次郎
香典返しを社福援護金へ寄付

郵便貯金にこんな制度もあります

みなさんの財産を守るため、郵便貯金には次のような制度があることをご存じですか。

▽本人票制度

通帳、証明書類（戸籍抄本）写真、印鑑を持って、郵便局の窓口で請求します。この制度を利用すれば、全国どこの郵便局でも金額に制限なく払いもどすことができます。

▽取扱郵便局の特定制限

預金者が貯金の預け入れ、払いもどしまたは、そのほかの請求、届け出をする郵便局を定めておいて、定められた以外の郵便局では、これらの取り扱いをしないことを内容とするものです。

なお郵便貯金には、①安全②有利③無税④便利⑤秘密の五つの利点があります。みなさんのたいせつな財産を郵便貯金でふやし、よりよい郷土づくりに役立てましょう。

〈日曜祭日の当番医〉

▼8日＝（昼）村木羽田医院②0642（夜）住吉寺崎医院②3619　▼15日＝（昼）下村木町宮元医院②1393（夜）下村木町森本医院②1253　▼22日＝（昼）田方町河内医院②3210（夜）角川町熊西医院②0166　▼23日＝（昼）本江越野医院②0840（夜）下村木町沢口医院②1748　▼29日＝（昼）本江沢口医院②1757（夜）白屋小路藤田医院②0920

水道についてのご連絡は横枕管理室へ

水道局では、いままで夜間における保安要員として、横枕管理室と、市役所に各一名、宿直員を置いていました。しかし、9月1日から横枕管理室にだけ保安要員を置くことになりました。夜間および日曜、祭日における水道のご連絡は、横枕管理室（電話**3局8102番**）へお願いします。

予防注射と検診

種痘

第一期該当者は、42年1月1日から43年5月31日まで生まれた人、そのほか昨年都合で接種されない人。

第二期該当者は、来年小学校に入学される37年4月2日から38年4月1日までに生まれた人です。

校下	第一期接種日	第二期接種日	検診日
上中島	9月3日	9月6日	9月9日
天神	3日	6日	9日
白倉	3日	6日	9日
大町	10日	13日	16日
上野方	10日	13日	16日
本江	11日	16日	18日
道下	18日	24日	26日
経田	18日	24日	26日
西布施	18日	24日	26日
加積	19日	24日	27日
村木	19日	25日	27日
片貝	19日	25日	27日
松倉	20日	24日	27日
住吉	20日	25日	27日

〈加積〉9月10日＝横枕水道滅菌室（前9・30～10・30）

〈天神〉9月10日＝東山京免蔵宝宅（前11～12）

〈片貝〉9月10日＝道坂松岡源作宅（後1～3）

〈松倉〉9月11日＝室田富川次吉宅（前9・30～10・30）

〈上中島〉9月11日＝湯上伊東孝烝宅（前11～12）

〈本江〉9月12日＝魚津保健所（前9・30～12、後1～3・30）

・10月1日＝魚津保健所（前9・30～12、後1～3・30）

〈魚津〉9月13日＝諏訪神社（前9・30～12、後1～3・30）

・10月2日＝桃源寺前（前9・30～12）

・10月3日＝魚津保健所（前9・30～12、後1～3・30）

・10月4日＝南町青年会館（前9・30～12、後1～3・30）

・10月14日＝荒町芝山医院前（前9・30～12、後1～3・30）

住民検診

学校や勤め先で定期的に検査を受けている人を除いて、全員検診を受けましょう。三十五歳以上の人には血圧測定を行ないます。

〈道下〉9月6日＝道下公民館（前9・30～10・30）　小川田市営住宅（前11～12）　青島保育園（後1～3）

・10月2日＝記念社宅（後1～3・30）

〈住吉〉9月9日＝三ケクラブ（前9・30～10・30）　住吉保育園（前11～12）　住吉小学校（後1～3）

・9月11日＝宮津神社（後1～3）

場所は各小学校で、受け付け時間は午後1時から2時です。

三歳児検診

三歳児の健康をまもり、病気の早期発見を目的に次のように検診を行ないます。

該当者は昭和39年8月1日から40年7月31日までに生まれた人です。

校下	検診日	場所
大町	9月16日	魚津保健所
村木	17日	魚津保健所
本江	19日	魚津保健所
経田	26日	経田小学校
道下	10月7日	道下小学校

検診時間は午後1～3時

幼児検診

該当者は、昭和41年8月1日から42年7月31日までに生まれた人です。

校下	検診日	場所
道下	9月12日	小学校

受け付け時間は午後1～2時

健康相談日

9月の相談日は、4日、11日18日、25日の各水曜日午前10時から午後3時まで市役所保健室でひらきます。

また、医師による相談日は、9月12日（木）午後1時から3時まで市役所保健室で。